

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
りたるときは、そ
の翌日)

◇ 告 示

昭和三十五年鳥取県工業統計調査要綱

鳥取県工場設置促進条例第五条に規定する奨励金交付申請書の様式

肥料の登録の有効期間の更新

昭和三十五年十月鳥取県告示第四百八十号の一部改正

木材業者等の登録

解除予定の保安林

道路の区域の変更

道路の供用の開始

◇ 選管告示

鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数

◇ 公安告示

風俗営業等取締法による公開の聴聞の実施

◇ 公 告

昭和三十六年度第二回高圧ガス販売主任者試験の実施

鳥取県農業改良普及員資格試験等の合格者

目 次

鳥取県告示第八百二十六号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）の規定に基づき、昭和三十六年鳥取県工業統計調査を次の要綱により行なうので、同条例第二条の規定により告示する。

昭和三十六年十月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 調査の目的

この調査は、昭和三十六年における県内の製造業の実態を把握し、県民所得統計及び県行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の範囲

この調査は、日本標準産業分類による大分類F製造業に属する事業所で、通商産業大臣が行なう工業統計調査の対象となるものうち、従業者が四人から十九人までのもの及び知事が別に定める方法で抽出したものに於て行なう。

三 調査事項

この調査は、次の事項について行なう。

1 従業者が四人から十九人までの事業所については、次のとおりとする。

(1) 事業所の名称

告 示

(2) 事業所の所在地
(3) 経営組織

(4) 製造品、原材料及び燃料の在庫額並びに半製品及び仕掛品の額
(5) 有形固定資産の現在高等

2 知事が別に定める方法で抽出した事業所については、次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称
- (2) 事業所の所在地
- (3) 経営組織
- (4) 製造品の出荷額等及びそのうち県外取引額
- (5) 転売品の仕入額及び販売額並びにそのうち県外取引額
- (6) 製造品、原材料及び燃料の在庫額並びに半製品及び仕掛品の額
- (7) 営業経費及びそのうち県外取引額
- (8) 有形固定資産の現在高等並びに有形固定資産の取得額及び建設仮勘定のうち県外取引額

四 調査の期日

この調査は、昭和四十六年十二月三十一日現在によつて行なう。

五 調査の方法

この調査は、通商産業大臣が行なう工業統計調査に付帯して行なうものとし、調査員が配付する調査票に申告者が所定事項を記入する方法で行なう。

六 調査票の提出期限及び提出先

この調査の調査票は、調査対象の所在する市町村の長を経由して昭和四十七年二月末日までに知事に提出する。

七 結果の公表

この調査の結果は、集計完了後公表する。

鳥取県告示第八百二十七号

鳥取県工場設置促進条例（昭和四十二年三月鳥取県条例第四号）第五条に規定する奨励金交付申請書の様式を次のように定め、昭和四十二年九月鳥取県告示第五百八十七号（鳥取県工場設置促進条例第五条に規定する奨励金交付申請書の様式）は、廃止する。

昭和四十六年十月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

(表面)

奨 励 金 交 付 申 請 書

鳥取県知事 氏 名 殿 年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

㊟

鳥取県工場設置促進条例第5条の規定に基づき、奨励金の交付を申請します。

対象設備を新設し、又は増設した者	住所又は所在地				
	氏名又は名称				
	代表者氏名				
	本社又は本店の所在地				
	設立年月日		年 月 日	事業年度 月～ 月 資本金の額	
県内の事務所等	所在地				
	名称	(電話)			
		この申請に係る担当者職氏名			
対 象 設 備	所在地				
	工場等の名称				
	事業の種類		製品名		
	事業の用に供した日		一部操業 年 月 日	全部操業 年 月 日	
事 業 計 画	新・増設後の年当たり		新・増設前の 年当たり	差引増加見込額 年当たり	
	生産見込額①	百万円	生産額②	百万円	
			①-②=③	百万円	
工 業 生 産 設 備 を 構 成 す る 資 産	種類	取得価格	取得年月日	取得の方法	備 考 明細は、別紙のとおり。
	建物及びその附属設備				
	構築物				
	機械及び装置				
	船舶及び航空機				
	車両及び運搬具				
工具、器具及び備品					
計					
区 分	取得価格	取得年月日	備 考		
対象設備に係る工場用の建物の敷地である土地			明細は、別紙のとおり。		
対象設備に係る工場用の建物					
対象設備に係る機械及び装置					

備 考

(裏面)

この申請書には、次の書類を添付してください。

- 1 対象設備を構成する固定資産の明細書 (別紙)
- 2 当該事業所の簡単な平面見取図
- 3 当該事業所の年次別建設計画及びその実績の概要を明らかにする書類
- 4 最近2箇年間に於ける当該企業の営業報告書 (法人のみ)
- 5 当該事業所の建築請負契約書の写し
- 6 当該事業所の土地及び建物の登記簿謄本
- 7 新設又は増設に係る機械及び装置等の納品伝票等の写し
- 8 当該事業所の建築着工届の写し

別 紙 1

対象設備を構成する固定資産の明細書

1 土 地

所 在	地番	地目	地積	価 格	取 得 年月日	取得の 方 法	前所有者	固定資産課 税台帳の 登録価	工場用建物 の建築着 工年月日	備 考
合 計	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

2 建 物

	所 在	家屋 番号	種類	構 造	床 面 積		用途	価 格	取 得 年月日	耐用 年数	取得の 方 法
					延平方 メートル	延平方 メートル					
製造の 事業の 用に供 される もの											
	計	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
製造の 事業の 用に供 されな いもの											
	計	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合 計	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

3 機械及び装置

	種 類	数 量	取 得 価 格	取得年月日	耐用 年数	取得の方法
製造の事 業の用に 供される もの						
	計	/	/	/	/	/
製造の事 業の用に 供されな いもの						
	計	/	/	/	/	/
合 計	/	/	/	/	/	/

4 機械及び装置以外の償却資産

	種 類	数 量	取 得 価 格	取 得 年 月 日	耐 用 年 数	取 得 の 方 法
構 築 物						
	計					
船 舶 及 び 航 空 機						
	計					
車 両 及 び 運 搬 具						
	計					
工 具 、 器 具 及 び 備 品						
	計					

鳥取県告示第八百二十八号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十六年十月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	生産業者の住所及び氏名
鳥 取 県 第二〇六号	五・三なたね 油かす	窒素全量 五・三 りん酸全量 二・〇 加里全量 一・〇	米子市泉四六八 渡 辺 岩 男

鳥取県告示第八百二十九号

昭和三十五年十月鳥取県告示第四百八十八号(漁船損害補償法の一部を改正する法律附則第三項の規定によるみなし加入区について)の一部を次のように改正する。

昭和四十六年十月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

木材業者

登録番号	登 録 年 月 日	住 所
鳥木第 三六号	昭和四十六年四月 一日	鳥取市行徳ろ一〇二
” 三七号	”	気高郡鹿野町鷺峰七四五
” 三八号	”	鳥取市相生町二丁目一〇七
” 三九号	”	布勢

「米子」

米子市のうち大崎、葭津、夜見町、富益町、和田

町及び大篠津町を除いた区域」を「米子」

米子市のうち大崎及び

葭津を除いた区域」に、「境港」

のうち渡町、外江町

及び上道町を除いた区域」を「境港」

のうち渡町及び

上道町を除いた区域」に改め、

「弓中」

のうち夜見町、富

外江」

境港市のうち外江町の区域

益町、和田町及び大篠津町の区域

を削る。

鳥取県告示第八百三十号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号)第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条例同条第二項の規定により告示する。

昭和四十六年十月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名

鳥取木材製品新建材共販社	三 島 正 明
鹿野町森林組合	山 本 安 正
鳥取市森林組合	奥 田 吉左衛門
北 脇 材 木 店	北 脇 資 久

九七号	九六号	九五号	九四号	九三号	九二号	九一号	九〇号	八九号	八八号	八七号	八六号	八五号	八四号	八三号	八二号	八一号	八〇号	四五号	四四号	四三号	四二号	四一号	四〇号
郡家町郡家	郡家町郡家	下野五四六	坂田	船岡町船岡	智頭町西野	智頭町西野	宮原	用瀬町家奥	佐治村古市	用瀬町別府	若桜町糸白見	若桜町糸白見	智頭	大屋	奥本	八頭郡智頭町毛谷	岩美郡国府町中河原七八一三	阿哲郡神郷町高瀬	真庭郡久世町	岡山県新見市千屋実一五五八	西品治七三六	西町一丁目一一八	
郡家町森林組合	田口製材所			村上製材木店																			
上田温男	西土井正夫	田口孝義	下田春雄	高木幹雄	村上陸美	西村柳太朗	奥本柳太朗	長谷寅雄	三宅章	榎村泰造	国本親夫	国本親夫	山本正	福安忠仁	戸坂敦美	小宮山市造	村尾馨	松田利亮	篠田繁太	前田貞美	山根康市	寺谷英太郎	

日本第 三〇号	米木第 九八号	〃 一〇一号	〃 一〇〇号	倉木第 九九号	〃 一六号	〃 一一五号	〃 一一四号	〃 一一三号	〃 一一二号	〃 一一一号	〃 一〇九号	〃 一〇八号	〃 一〇七号	〃 一〇六号	〃 一〇五号	〃 一〇四号	〃 一〇三号	〃 一〇二号	〃 一〇一号	〃 一〇〇号	〃 九九号	〃 九八号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
五月二五日	七月一七日	八月二七日	七月三日	六月一五日	九月二一日	八月二四日	〃	〃	七月二日	七月二日	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二八日	〃	〃	〃	〃
日野郡日南町中石見	西伯郡岸本町丸山	〃 三朝町西小鹿	〃 出上三七一	東伯郡赤碕町赤碕	〃 智頭町大背	〃 八東町才代	〃	〃 八頭郡智頭町西谷	鳥取市宮長二二一の一〇	〃 智頭町口宇波	〃 八東町才代	〃	〃	〃 早瀬	〃 慶所	〃 西字塚	〃 智頭町字塚	〃 郡家	〃 宮谷	〃 郡家	〃	〃 土師百井
宇田電氣木材工業所				中伯木材株式会社							八東林業合資会社	森本木材店			谷口木材株式会社			大西木材有限公司				
宇田晃一	仲田階喜	竹部茂	前田光	藏田武	菅原優	一岡忠	青木潔	声高保	光浪喜	林茂二	花尾正己	坂本徳男	前橋登志行	山方福兼	谷口光治	安道静一	長石金次郎	大西道正	谷口儀男	向井恒夫	森本芳太郎	清水宝

製材業者	登録番号	登録年月日	住 所	氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名
〃	三二号	六月二四日	溝口町上野	山岡 昭
〃	三二号	〃	日南町下石見	手嶋 圭史
鳥製第 三二号	〃	昭和四六年 四月一日	鳥取市今町一丁目五五六	太田 操
〃	三三三号	〃	〃 栄町三三三一六	岡田 静夫
〃	三四号	〃	〃 気高郡鹿野町鷲峰	山本 安正
〃	三五号	〃	〃 鳥取市吉成下坪二五〇	市原 幸一
〃	三六号	〃	〃 古市四九一三	上田 藤美
〃	三七号	〃	〃 富安二九二	中西 健
〃	三八号	〃	〃 岩坪五六四	大下 正一
〃	三九号	〃	〃 湯所町	水口 一郎
〃	四〇号	七月一九日	〃 寿町九一一	谷口 謙太郎
〃	四一号	〃 二二日	〃 西町一丁目一一八	久保 数夫
〃	四二号	〃	〃 桜谷二三三一一	市原 幸一
〃	四三号	〃	〃 吉方温泉四丁目七七二	米山 満夫
〃	四四号	〃	〃 西品治七三六	山根 康市
八製第 五二号	〃	八月二四日	〃 岩美郡国府町中河原七八一三	村尾 康市
〃	五三号	〃	〃 八頭郡智頭町市瀬	山根 重徹
〃	五四号	〃	〃 智頭	西川 重徹
〃	五五号	〃	〃 二五日	山本 親正
〃	五六号	〃	〃 若桜町糸白見	国本 親夫
〃	五六号	〃	〃 若桜	野田 利己
〃	〃	〃	〃 有限会社 国本製材所	有限会社 国本製材所
〃	〃	〃	〃 株式会社 太田材木店	株式会社 太田材木店
〃	〃	〃	〃 有限会社 岡田材木店	有限会社 岡田材木店
〃	〃	〃	〃 鹿野町 森林組合	鹿野町 森林組合
〃	〃	〃	〃 市原木材 株式会社	市原木材 株式会社
〃	〃	〃	〃 大黒木材 株式会社	大黒木材 株式会社
〃	〃	〃	〃 中西 製材所	中西 製材所
〃	〃	〃	〃 湯所 製材所	湯所 製材所
〃	〃	〃	〃 谷口 林業所	谷口 林業所
〃	〃	〃	〃 みやま 林産社	みやま 林産社
〃	〃	〃	〃 協業組合鳥取外材センター	協業組合鳥取外材センター
〃	〃	〃	〃 有限会社 米山製材所	有限会社 米山製材所
〃	〃	〃	〃 株式会社 山根康材木店	株式会社 山根康材木店
〃	〃	〃	〃 村尾 商店	村尾 商店
〃	〃	〃	〃 中前 製材所	中前 製材所

倉製第 日製第	五九号	七七号	七六号	七五号	七四号	七三号	七二号	七一号	七〇号	六九号	六八号	六七号	六六号	六五号	六四号	六三号	六二号	六一号	六〇号	五九号	五八号	五七号
一四号	一三号	一四号	一四号	一四号	一四号	一四号	一四号	一四号	一四号	一四号	一四号	一四号	一四号	一四号	一四号	一四号	一四号	一四号	一四号	一四号	一四号	一四号
五月二五日	六月一五日									三一日			二八日									
東伯郡赤碕町赤碕 日野郡日南町中石見 上石見	東伯郡赤碕町赤碕	郡家町市場	八東町北山	智頭町智頭	八東町才代	三田	智頭町大呂	八東町才代	智頭町智頭	若核町若核	大内	智頭町慶所	郡家	郡家町宮谷	下野五四六	船岡町坂田	智頭町西野	宮原三八	宮原	家奥	用瀬町別府一〇二一	
宇田電氣木材工業所	中伯木材株式会社	若核林業			井上木工所		八東林業合資会社		伊井野林業		谷口木材株式会社	大西木材有限公司		田口製材所		村上製材店	向井木材店					三宅林業株式会社
藤本四郎	宇田晃一	蔵田孝蔵	河原可恵	中尾節男	花村二郎	大橋諄三	谷口渙治	坂尾正己	玉木豊治	河村広司	伊井野光治	前橋登志行	谷口光治	大西道正	谷口儀男	田口孝義	下田春雄	村上睦美	向井国利	西村晃	奥本柳太郎	三宅章

鳥取県告示第八百三十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年十月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町大字金持平ル畑右九一二の七七から九一二の九三、字野谷八三二の一、八四〇の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路敷地とするため

鳥取県告示第八百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十六年十月十五日から二週間鳥取県土木部道路課及び鳥取県倉吉木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和四十六年十月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	変更前	区	間	敷地の幅員	延長
県道	大立上福田線	変更前 倉吉市大立字堂の上三三三の先から同市上福田字村内三七一の一の先まで	倉吉市大立字式の瀧一〇二七の三の先から同市上福田字村内三七一の一の先まで	四・〇 一五・〇	三、〇五一・〇	六、一一三・〇
		変更後		四・〇 一五・〇		

鳥取県告示第八百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十六年十月十五日から二週間鳥取県土木部道路課及び鳥取県鳥取土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和四十六年十月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区	間	変更前	敷地の幅員	延長
県道	奥谷正蓮寺線	岩美郡国府町大字奥谷字上分二八六の先から同郡同町大字宮ノ下字下鬮尾四五三の先まで	鳥取市吉岡温泉町字岡下四八四の五の先から同市吉岡温泉町字横井手八九五の三の先まで	一・八 三・三 七五二・〇	四・五 八・〇 七八五・〇	九四〇・〇
				七・三 一〇・二		
				七・五 八・〇 七八五・〇		
				七・五 八・〇 七八五・〇		
				七・五 八・〇 七八五・〇		
				七・五 八・〇 七八五・〇		

鳥取県告示第八百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十六年十月十五日から二週間鳥取県土木部道路課及び鳥取県鳥取土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和四十六年十月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	奥谷正蓮寺線	鳥取市岩倉字上樋懸四五三の七の先から岩美郡国府町大字宮の下字下響尾四五三の先まで	昭和四十六年十月十五日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十八号

昭和四十六年九月十日現在における鳥取県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は次のとおりであるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第四項並びに同法第七十五条第四項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合

合を含む。）において準用する同法第七十四条第四項の規定により告示する。

昭和四十六年十月十五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 鳥取県において選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 七、九八二人
- 鳥取県において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三、六八八人
- 鳥取市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 三六、〇三人
- 米子市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二五、九七人
- 倉吉市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二一、三四八人
- 境港市において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 八、〇七人
- 岩美郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 六、四八八人
- 八頭郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一四、〇八八人
- 気高郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一五、六八八人
- 東伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 一六、二六八人
- 西伯郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二一、九四七人
- 日野郡において選挙権を有する者の総数の三分の一の数 七、〇五八人

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十四号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の

規定により告示する。

昭和四十六年十月十五日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十六年十月二十六日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県警察本部内(県庁七階)鳥取県公安委員会室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市永楽温泉町三〇一 尾崎あさ子

鳥取市今町二丁目三〇九 兼波 富子

公 告

高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号)第31条第2項の規定により、
昭和46年度第2回の高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和46年10月15日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 試験の種類、科目及び時間

試験の種類	試 験 の 科 目	時 間
第2種販売主任者 免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令 液化石油ガス法に係る法令 液化石油ガスの販売に必要な通常の 保安管理	午前10時から12時 まで

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日 昭和46年12月12日(日曜日)

(2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

3 受験の手続

次の書類を鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県商工労働部商工振興課
に提出すること。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、鳥取県商工労働部商工振興課及び鳥取県工
、Pガス協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(3) 写 真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願
書にはり付けること。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料

第2種販売主任者免状に係る試験 500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付け
ること。

この場合、証紙には消印しないこと。

5 受験願書の提出期限

昭和46年10月15日から昭和46年10月22日まで

6 受験票

受験願書を提出した者には、受験票を交付する。

昭和46年 9月20日から22日までの間に実施した鳥取県農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和46年10月15日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 農業改良普及員資格試験の合格者

蓮仏由美子	亀岡 洋江	清水 志郎	清水裕美子
近藤 元	大本 雅仁	矢野 良治	檀上 修二
秋本 義一	山辺 勝	木下 公弘	竹内 健
上村 哲弥	長ヶ原雄紀		

2 生活改良普及員資格試験の合格者

渡辺 純子	高見 陽子	戸田 範子	作本 富恵
升尾 俱美			